

改正 平成8年4月24日 平成11年3月24日  
平成20年3月30日 平成21年7月29日  
平成26年1月29日 平成27年3月18日  
平成30年1月31日 平成31年2月27日  
令和3年4月28日 令和6年11月28日

（目的）

第1条 本学専任教員（助教及び特任教員を除く。以下に同じ。）の長期的視点における教育・研究水準の向上をはかるため、特別研究期間制度（以下「本制度」という。）を設ける。

（申請資格）

第2条 本制度の申請資格を有する者は、申請年度の4月1日の時点において、本学の専任教員として満10年以上在職し、かつ、70歳定年制適用者にあつてはその年齢が満67歳以下の者、65歳定年制適用者にあつてはその年齢が満62歳以下の者とする。ただし、長期海外研究員又は長期の海外留学者若しくは6ヶ月を超える期間国内研究員として派遣された者については、当該派遣期間の最終日の属する年度の末日から本制度の適用を受ける年度の4月1日までの間に8年、短期海外研究員又は短期の海外留学者若しくは6ヶ月以内の期間国内研究員として派遣された者については、当該派遣期間の最終日の属する年度の末日から本制度の適用を受ける年度の4月1日までの間に5年をそれぞれ経過していなければならない。

（回数及び人数）

第3条 本制度の適用を受ける者は、在職中1回とし、人数は毎年度全学8名以内とする。ただし、大東文化大学国内研究員規則に基づいて派遣される国内研究員の人数が定数に満たない場合には、その残余分を本制度の人数に充てることができる。

（期間）

第4条 本制度の適用期間は、1年とし、当該年度限りとする。

（業務の免除）

第5条 本制度の適用を受ける者は、その期間中、一切の授業及び校務を免除される。

（申請及び決定）

第6条 本制度の適用を受けようとする者は、所属する組織の長に対し申込を行い、前年度の5月末日までに教授会（国際交流センター、東洋研究所及び書道研究所にあつては管理委員会とする。以下「教授会等という。）の承認を得なければならない。

2 大学評議会において本制度の適用者に推薦された者は、前年度の10月末日までに、学長に対し、所定の適用申請書を提出しなければならない。

3 本制度の適用者は、学長がこれを命ずる。学長から本制度の適用を命じられた者は、定められた期日までに所定の誓約書を提出しなければならない。

（給与及び手当等）

第7条 本制度の適用を認められた者の給与は、海外滞在期間を含めその期間中、大東文化大学海外研究員派遣規則第6条の定めに準じて取り扱う。ただし、当該期間中、主として本学の研究室において研究に従事する場合には、申請に基づき通勤手当を支給する。

2 本制度の適用を認められた者は、一般研究費を使用できるものとする。

3 本制度の適用期間中に国際学会等特別の出張を許可された場合には、関係規程により旅費を支給することができる。

(義務)

第8条 本制度の適用者は、この期間中、原則として学内外の他の業務に従事してはならない。ただし、大東文化大学教員の兼業に関する規程第3条第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号及び第9号に規定する兼業にかかる業務について、教授会の議を経て学長の許可を得た場合は、その限りではない。

2 本制度の適用者は、研究期間終了後、少なくとも1年間は専任教員として在職し、その成果をもって本学における研究及び教育に寄与するよう努めるものとする。ただし、本人の健康上の就業不能または死亡により退職する者は、この限りでない。

(報告書の提出)

第9条 本制度の適用者は、この期間終了後、直ちに現職に復帰し、1ヶ月以内に特別研究期間報告書を研究推進室に提出し、期間中の活動概要等について学長及び教授会等に報告しなければならない。研究推進室は、受け取った特別研究期間報告書を学長及び教授会等に提出するものとする。

(取消)

第10条 本制度の適用者が、その目的を継続するに不適合と認められる事由が生じた場合、学長は教授会等の議を経て、適用を取消することができる。

第11条 削除

(事務)

第12条 この規程に定める制度に関する事務は、教授会等に係るものについてはそれぞれ所管する事務室が、それ以外のものについては研究推進室が掌理する。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、学長の提案を受けて、理事会がこれを行う。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年4月24日)

この規程は、平成8年4月24日から施行する。ただし、改正後の第6条の規定は、平成8年4月1日から適用する。

附 則 (平成11年3月24日)

1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。

2 施行日において、改正前の第9条第2項に基づき本制度の適用を受けた者は、なお従前の例による。

3 平成11年3月31日現在在職中の者のうち、施行日の年齢が満64歳又は満65歳の者は、改正前の第2条及び第9条第2項(ただし書を除く。)の規定により取扱うものとする。

附 則 (平成20年3月30日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年7月29日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年1月29日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月18日)

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則 (平成30年1月31日)

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

附 則（平成31年2月27日）

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

附 則（令和3年4月28日）

この規程は、令和3年5月1日から施行する。ただし、改正後の第8条第1項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和6年11月28日）

この規程は、令和7年4月1日より施行する。